

農山漁村地域整備交付金における盛土緊急対策事業について

盛土規制法（公布：令和4年5月27日、施行：令和5年5月26日）に基づく危険な盛土に対する規制が速やかに、かつ、実効性を持って行われるよう、都道府県等による規制区域の指定のための基礎調査の速やかな実施を支援するとともに、危険な盛土に対する安全性把握調査や安全対策等の取組が円滑に行われるよう支援する等、盛土による災害の防止に向けた取組を推進する。

盛土による災害防止のための調査事業

盛土規制法第4条において、基本方針に基づき、おおむね5年ごとに基礎調査（①規制区域の指定のための調査及び②既存盛土等の分布や災害発生危険性等を把握するための調査）を行うこととしている。

都道府県等が行う基礎調査が早期に実施されるよう国がその費用の一部を支援している。

①規制区域指定のための調査



【規制区域のイメージ】

支援対象

- 保全対象となる人家等がある区域の抽出
- 地形・地質・災害履歴等のデータの整理
- 盛土がされた場合、人家等に被害を及ぼすおそれのある区域の設定
- 調査結果の公表に向けた資料の作成

等

②既存盛土等調査

（既存盛土等の分布や災害発生危険性等を把握するための調査）



机上調査（衛星画像等の解析）



盛土等の分布の把握

- ・応急対策の必要性判断
- ・安全性把握の優先度評価
- ・経過観察

等



【既存盛土等調査のイメージ】

支援対象

- 盛土等の分布を把握
- 盛土等の安全性把握の優先度調査
- 盛土等の経過観察

等

補助率 1/3（令和10年度までに限り1/2※）

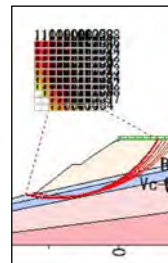
※既存盛土等調査を令和6年度までに開始した地方公共団体であって、同調査にかかる調査計画を作成した地方公共団体に限る。

盛土緊急対策事業

盛土規制法では、危険な盛土について、法に基づいて勧告や改善命令、監督処分等の行政処分を行うことができ、行政代執行の特例を設けている。

危険な盛土においては、土地所有者等の行為者による是正措置を基本としつつ、速やかに安全性の確保が図られるよう、都道府県等が実施する①安全性把握のための詳細調査や②盛土の撤去、③擁壁設置等の対策工事に要する費用の一部を補助している。

①安全性把握調査



【安全性把握調査（ボーリング調査）のイメージ】

要件

- 以下のいずれかを満たすもの
- 応急対策工事又は対策工事等のために安全性を把握する必要があるもの
- 勧告、命令等の行政指導が行われているもの（行為者等が確知できない場合を除く）

支援対象

- ボーリング調査等の土質調査
- 平面測量等の測量
- 安定解析、盛土対策工等の設計

等

②盛土撤去事業

③盛土崩落対策事業



【盛土撤去工事のイメージ】

要件

- 以下の全てを満たすもの
- 行政代執行による対策工事等、緊急性の高いものであること
- 行為者に対して求償を行うものであること（行為者が確知できない場合を除く）

支援対象

- 排土工等の盛土の撤去
- 崩落を防ぐための擁壁の設置
- 撤去後の法面保護のための植生

等

補助率 1/2（所定の要件を満たしたものに限り2/3※）

※②、③の事業のうち、盛土総点検で把握され、令和7年度までに事業に着手した盛土であって、崩落することで人家等に被害を及ぼすおそれがある等の要件を満たす場合に限る。

農山漁村地域整備交付金における盛土緊急対策事業について

(令和7年4月1日改正版)

下線部が改正箇所

事業名	事業内容	事業実施主体	国費率	地方負担分への財政措置
1 盛土による災害防止のための調査事業				
盛土による災害防止のための調査	盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行うもの	都道府県 又は市町村	1/3 (要件※1を満たす場合はR10までに限り1/2)	普通交付税措置
2 盛土緊急対策事業				
【盛土の区分】 (ア) 総点検により確認された危険が想定される盛土 (イ) 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土				
安全性把握調査	(イ) の盛土の安全性把握に関する調査若しくは監視又は危険切迫の場合における安全を確保するための暫定的な応急対策工事を行うもの ((イ) は把握後3年以内に実施するものに限る)	都道府県 又は市町村	1/2以内	適債性のないもの 地方負担分の50%を特別交付税措置
				適債性のあるもの※2 地方負担分の90%を公共事業等債（地方負担の20%を交付税措置）
盛土撤去事業※4	(ア) 若しくは (イ) 又は安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、土砂の撤去を行うもの ((ア) は令和7年度までに着手、(イ) は把握後4年以内に着手するものに限る)	都道府県 又は市町村	通常分 1/2 以内	適債性のないもの 地方負担分の50%を特別交付税措置
			特別分※3 2/3	適債性のないもの 地方負担分の70%を特別交付税措置
盛土崩落対策事業※4	(ア) 若しくは (イ) 又は安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、崩落の防止を行うもの（盛土撤去事業を除く） ((ア) は令和7年度までに着手、(イ) は把握後4年以内に着手するものに限る)	都道府県 又は市町村	通常分 1/2 以内	適債性のあるもの 地方負担分の90%を公共事業等債（地方負担の20%を交付税措置）
			特別分※3 2/3	適債性のあるもの 地方負担分の90%を公共事業等債（災害関連）（地方負担の45%を交付税措置）

※1 既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を令和6年度までに開始した地方公共団体であって、調査内容及び調査期間が明示された調査計画を作成した地方公共団体については、R10年度までに限り国費率1/2となる。

※2 安全性把握調査には防災対策（応急対策）が含まれているが、防災対策（応急対策）に要する経費のうち、適債性のある経費（地方財政法第5条に規定する地方債を起すことができる経費。）については、特別交付税措置ではなく地方債の対象となる。

※3 特別分とは、通常分に加え、所定の要件をすべて満たすものをいう。ただし（イ）を除く。

※4 対策工事に係る費用は、既存の交付金の枠内での対応を基本としつつ、要すれば、個別案件ごとに防災・減災対策等強化事業推進費（国土交通省）の活用も可能。